

# 第1章 平成18年度事業の概要

## 1. 基本的考え方

### (1) 基本方針

北海道の優れた特色や資源を活かし、その持てる可能性を最大限に引き出すとともに、防災・減災対策等の施策に取り組むことにより、我が国に貢献する活力ある地域社会の形成を目指します  
また、公共投資関係費についての政府の厳しい抑制方針の下、極めて厳しい財政事情に直面する北海道など地元自治体の財政状況にも十分配慮しつつ、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策等に総合的に取り組みます。

### (2) 主要事項

我が国や北海道が直面する課題に対応するため、以下の事項について重点的に取り組みます。

#### ①安全で質の高い食料の供給基地としての役割強化

##### ○農業生産基盤の整備等を通じた食料供給力の強化

- ・国営農地再編整備事業 中鹿追地区 **新規調査** 等の実施
- ・北海道農水産品高度生産流通システム検討調査 **新規**

##### ○農地、農業用水の保全による安定的な農業生産の確立

- ・国営かんがい排水事業 大野平野地区 **新規**、国営総合農地防災事業 鶴居第2地区 **新規** 等の実施

##### ○環境と調和した安全・安心な「食」づくり

- ・国営環境保全型かんがい排水事業 別海北部地区 **新規調査** 等の実施
- ・衛生管理の強化に対応した漁港の整備（羅臼漁港等）

#### ②北海道の豊かな自然環境の保全・継承と観光立国の推進

##### ○豊かな自然環境と共存する地域の形成

- ・世界自然遺産「知床」及び周辺地域の環境保全（網走川、野付崎海岸等）
- ・ラムサール条約登録湿地等における自然再生事業の推進（釧路湿原、標津川等）
- ・自然環境の保全に資する下水道の整備（斜里町等）

##### ○地球環境保全のための取り組み

- ・雪水輸送物流システム検討調査
- ・バイオガス利用システムを軸としたバイオマス利活用地域モデル構築調査 **新規**
- ・高機能性炭素変換による木材のエネルギー及びマテリアル利活用調査 **新規**

##### ○北海道の豊かな自然を活かした観光立国の実現

- ・「知床」の世界自然遺産登録を契機とした観光対策の集中的実施
- ・シーニックバイウェイ北海道の推進
- ・来道外国人観光客のための自立移動支援（情報提供）システム構築調査 **新規**
- ・観光・広域レクリエーションの拠点となる大規模公園等の整備

- ・事業間の連携や、地域の歴史的資源となっている施設の整備・活用等による豊かな田園空間の形成
- ・観光振興の拠点となる港湾の整備（釧路港旅客船ターミナル **新規**、網走港旅客船ターミナル 等）
- ・多言語表示やピクトグラム（図記号）を利用した判りやすい歩行者対象の道路案内標識の整備

### ③地域の発展の基盤となるネットワークの形成

#### ○人流・物流の円滑化・効率化のためのネットワーク整備

- ・高規格幹線道路・地域高規格道路の整備
- ・新幹線の整備にあわせた道南都市圏の道路網整備（函館外環状道路 等）
- ・物流の効率化のための外貿・内貿ターミナルの整備（苫小牧港、石狩湾新港の多目的国際ターミナル **完成**、石狩湾新港国内物流ターミナル **新規**、白老港 等）
- ・国内外の玄関口である新千歳空港の国際拠点空港化への取り組み
- ・航空サービス高度化のための空港施設の機能向上（稚内空港 等）
- ・空港・港湾等へのアクセス向上（道央圏連絡道路新千歳空港関連 等）

#### ○北海道とアジアを結ぶ新たな国際物流システム構築への取り組み

- ・拡大する対アジア貿易に対応するため、国際RORO（自力でトレーラーを積み上げる荷役）航路開拓の可能性を検討

#### ○情報を迅速かつ正確に伝達するための環境整備

- ・北海道開発局、気象台、北海道等を結ぶ防災情報共有システムに接続する市町村数の増加を図り、災害発生時等の住民避難を迅速かつ的確に実施するための情報ネットワーク整備を推進

### ④高齢化等の社会の変化に対応しうる、活力あふれるコミュニティの構築

#### ○地域再生の核となる都市の再生を図るための基盤整備

- ・都市再生プロジェクトの推進（札幌駅・大通周辺地区交通結節点改善事業、創成川通アンダーパス連続化（札幌市）等）
- ・歴史的港湾施設を活用したシンボル緑地や、人々の交流の場となる複合施設の整備と観光の拠点となる港湾整備とを一体的に行う都市の総合再生（稚内市）
- ・市民の交流の場となる憩いの河川空間の創出（漁川水辺プラザ 等）
- ・地域再生計画と連携した施設整備（函館港 **新規**）

#### ○高齢者に優しいまちづくり、むらづくり

- ・福祉との連携による高齢者対応公営住宅（シルバーハウジング）の供給（釧路町 等）
- ・北海道における新たな居住形態等の形成等に関する調査 **新規**
- ・安全で快適な就労環境の創出を図る防風・防雪等に対応した漁港の整備（臼尻漁港 等）

#### ○ユニバーサルデザインに満ちた北国の地域づくり

- ・利用者、住民等、多様な参加を得た総合的な取組による冬期道路交通環境のバリアフリー施策の推進
- ・堤防取付道路の緩勾配化等による水辺へのアクセス性の向上

## ⑤安全・安心が確保された地域社会の形成

### ○頻発する自然災害を踏まえた災害対応の強化

- ・千歳川流域の治水対策の推進（千歳川の堤防の整備等）
- ・緊急的治水対策（幾春別川新水路事業 **完成** 千代田新水路事業 **完成** 等）
- ・本体工事中ダム为重点的な推進（忠別ダム **完成** 等）
- ・土砂災害、火山災害の予防（砂防事業 等）
- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等を踏まえた地震・津波対策の推進（釧路港 **新規**）
- ・海岸における高潮・高波対策の推進（久遠漁港海岸 **新規**、網走港海岸 **新規** 等）

### ○災害に強い交通基盤施設の整備と交通安全対策の強化

- ・緊急輸送道路の橋梁耐震補強3ヶ年プログラムの推進など道路防災事業の推進
- ・正面衝突事故対策であるランブルストリップス（車線逸脱を知らせる路面の凹型の配列）の整備等、交通安全対策の推進
- ・耐震強化岸壁の整備（釧路港 **新規**、石狩湾新港 **新規**、室蘭港等）や、防災緑地の整備（稚内港 **新規**）などによる災害に強い港湾・空港の整備

### ○防災対策の高度化の推進

- ・防災情報共有システムの拡充や、災害時に必要な資機材情報の提供・データベース化等の推進による地域の防災力の向上
- ・北海道開発局による防災研修の地元自治体職員への開放や防災支援室による市町村への防災支援等、地域と一体となった防災体制の推進

### ○安全・安心な水道水の供給

- ・水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管等を設置する水道原水水質改善事業（札幌市）
- ・水質汚染対策のための水道や高度浄水施設の整備

## 2. 事業の進め方

施策を実施するに当たっては、北海道の自律的な発展と豊かな国民生活の実現に向けて、限られた予算を最大限活かすため、必要性、緊急性、需要の高い施策を集中的に実施するとともに、社会資本整備重点計画等を踏まえ、地域連携の強化や事業評価、コスト構造改革等の取組を積極的に行っていきます。

### (1) 社会資本整備重点計画を踏まえた施策展開

「社会資本整備重点計画」「土地改良長期計画」（平成14年10月10日閣議決定）等を踏まえ、事業連携的な成果目標の効率的達成に向け、連携の強化、事業評価等を推進します。

【参考資料—2】

## (2) 事業の重点化

社会資本の整備水準、事業の緊要性、道内自治体の財政状況等を踏まえ、安全で安心な地域社会を実現するために、以下の事業において対して集中的な整備を進めます。

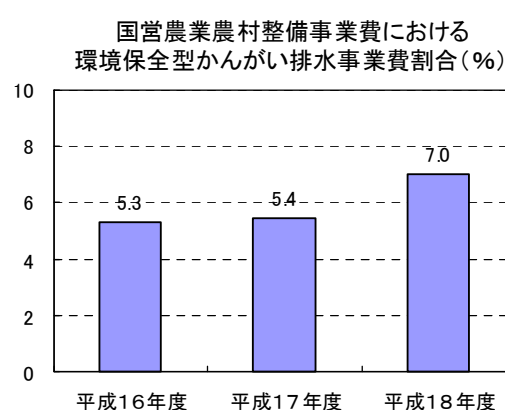
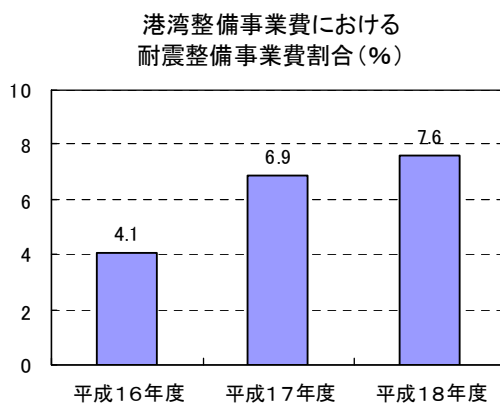
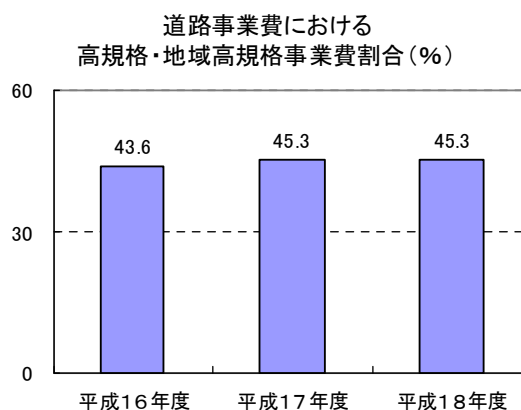
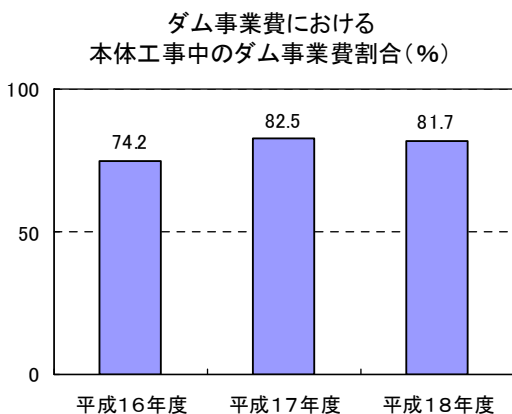
- ①高規格幹線道路、港湾及び空港の総合的交通ネットワークの整備
- ②担い手への農地の集積と効率的で大規模な農業経営の確立
- ③河川の氾濫対策や施設の耐震化等防災・減災対策の推進
  - ・緊急性の高い根幹的治水対策、橋梁の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等
  - ・効果の早期発現やコスト縮減のため、本体工事中のダムへの重点化
- ④知床をはじめとする地域の良好な自然環境保全に資する事業への重点化

### ◆平成18年度に完成、供用を予定している主な事業の箇所数

河川事業（ダム）	1箇所
河川事業（直轄）	2箇所
河川事業（補助）	4箇所
海岸事業（補助・高潮）	1箇所
海岸事業（補助・侵食）	2箇所
道路事業（直轄）	5箇所
道路事業（補助）	17箇所

港湾整備事業（直轄）	3箇所
港湾整備事業（補助）	2箇所
街路事業（補助）	7箇所
土地区画整理事業（補助）	4箇所
都市公園事業（補助）	14箇所
官庁営繕事業	2箇所

### ◆各事業の重点化割合の推移



### (3)事業評価の実施

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価に加え、事業完了後に改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する事後評価を実施します。

○再評価は、事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業、事業採択後10年間に経過した時点で継続中の事業及び再評価実施後一定期間(5年)が経過した事業等について実施し、事後評価は、事業完了後の一定期間(5年)が経過した事業等について実施します。再評価及び事後評価の実施にあたっては、学識経験者等の第三者から構成される評価委員会の意見を聴き、その意見を尊重します。

○平成17年度における再評価は、25件(ダム事業1事業、道路事業5事業、港湾整備事業11事業、農業農村整備事業8地区)について実施しました。

#### 平成18年度再評価実施予定

(直轄事業)

砂防事業 1事業、道路事業 5事業、港湾整備事業6事業、農業農村整備事業 6地区

### (4)コスト構造改革の推進

コスト削減の観点から公共事業のプロセスを例外なく見直す「公共工事のコスト構造改革プログラム」を進めるため、既存ストックの有効活用、工事・管理コストの縮減、PFI事業の導入による民間資金の活用等に努めます。

#### ◆主な取り組み事例

##### ①既存ストックの有効活用

- ・ 既設のダムや岸壁等を有効に活用するための機能向上を図る改良事業の推進
- ・ 構造物のライフサイクルコストを考慮した維持管理コストの縮減  
(豊平峡ダム堰堤改良事業、函館港 等) 【P35 参照】

##### ②事業実施の時間管理の強化

- ・ 事業効果の高い物や進捗見通し等の条件が整った事業への集中投資による円滑でスピーディーな事業の推進

##### ③PFI事業の導入による民間資金を活用した事業の推進

- ・ 苫小牧法務総合庁舎整備等事業 【P112 参照】 等

## (5) 入札・契約の一層の適正化、効率化

入札談合の再発防止に全力で取り組み、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るとともに、入札及び契約制度の改革の推進等を図り、公共工事の効率的執行に努めます。

また、価格のみによらず総合的な価値による競争を促進し、工事の目的物の機能と品質を確保しつつ、技術力の企業評価への適切な反映を行い、適正な施工能力のある企業による競争を促進します。

### ◆競争性向上のための入札方式の改善等

#### ・一般競争入札方式の拡大

予定価格が2億円以上の工事について、一般競争入札を実施します。

また、予定価格が2億円未満の工事であっても、不良・不適格業者の排除、事務量等に配慮しつつ、積極的に一般競争入札を試行することとします。

#### ・工事希望型競争入札の実施

工事規模がおおむね2億円未満の工事について、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、条件を満たす者はすべて競争参加を認める工事希望型競争入札方式を採用しています。

#### ・総合評価方式の拡大と充実

価格以外の多様な要素を考慮した競争である総合評価方式は、談合等の不正防止の効果も期待されることから、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで適用する対象工事を拡大し、実施します。

#### ・指名業者の事後公表の推進

入札参加者間の不正行為を抑制する観点から指名業者名の事後公表の試行を継続実施します。

#### ・不落随契の原則廃止等その厳正化

不落随契は、あらためて競争入札を実施することが困難な場合において、真にやむを得ない措置となるよう引き続きその取り扱いの厳正化に努めます。

#### ・工事費内訳書の提出

入札・契約における不正行為の排除の徹底及び競争参加者の積算努力の促進を図るため、工事費内訳書の入札時提出を引き続き、実施します。

### ◆公共工事の品質確保の促進

#### ・技術力を重視した入札の推進

工事の発注にあたり、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認、簡易な施工計画の提出・審査、また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行うなど、技術力を重視した入札・契約を推進します。

#### ・「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うことにより、公共工事の品質を確保するため、総合評価方式について、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで適用する対象工事を拡大し、価格のみによらず総合的な価値による競争の促進を図ります。

#### ・総合評価審査委員会の設置

総合評価方式によって発注する工事の技術提案に対し、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、総合評価審査委員会を設置し、総合評価方式の評価方法及び落札者の決定方法などについて、学識経験等を有する者から意見を聴取します。

#### ◆資格審査における技術評価の導入

企業の技術力を適切に評価し、適正な施工能力のある企業による競争を促進するとともに、契約の適正な履行の確保を図るため、平成17・18年の資格審査から、経営事項評価点数に加えて、技術評価点数を導入しています。

#### ◆入札監視委員会（第三者機関）における入札・契約事務の執行状況の監視

入札・契約の過程及び契約内容の透明性を確保するため、本局及び全ての開発建設部に設置された入札監視委員会において、年4回、審議を実施します。（平成17年度の実績は、約260件）

#### ◆優良工事及び優良委託業務表彰の実施

工事に係る技術の向上等に資することを目的として、工事の施工に関し特に優秀であって、他の模範として推奨することがふさわしいと認められる優良施工業者等及び優良な成績を修めた委託業務履行業者等の表彰を実施します。

#### ◆公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の構築と活用

公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を構築して活用し、公共事業の計画・調査、設計、入札、施工及び管理の各段階で発生する情報の電子化と、各担当部局間及び受発注者間の効率的な情報の交換・共有・連携を推進します。

##### ・電子入札の全面実施及び入札説明書等の電子的提供

不正行為の防止、移動コストの縮減、事務の迅速化等に効果が期待されることから、平成15年度より全ての工事及び業務について実施している電子入札を引き続き実施します。

また、入札に必要な入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を実施します。

##### ・電子納品の推進

平成14年度からすべての業務を対象に実施し、平成16年度からはすべての工事を対象に実施している電子納品を引き続き推進します。

##### ・入札情報の公表

入札情報サービス（PPI）において、平成14年度から行っている発注の見通し、発注情報、入札結果の公表を引き続き実施します。（Web上で入手、検索が可能）

### （6）建設産業の振興・育成

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工の確保、不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営の効率化と経営基盤の強化に向けての支援等を通じて、技術と経営に優れた企業が伸びていくことの出来る環境整備を進め、北海道における建設産業の健全な発展を促進します。

#### ◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進

入札契約適正化法・適正化指針の措置状況を把握し、その結果を公表します。また、北海道と連携して道内市町村の担当者を対象とした会議において、その説明を行うなど入札及び契約の適正化の一層の推進を図ります。

#### ◆元請・下請関係の適正化

下請代金支払状況等の実態を把握し、元請・下請関係の適正化を図るため、個別業者に対する立入調査を行い、直接改善に向けて指導するなど、下請代金支払状況等実態調査を実施します。

#### ◆品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応

適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招きかねず、また、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発展を阻害することにつながるため、排除する必要があります。こうした観点から、直轄工事のうち低入札価格調査対象案件について、下請代金支払状況等実態調査の対象とするなど、所用の措置を講じます。

#### ◆施工体制等調査指導班の実施

入札契約適正化法に基づく発注者から通知を受けた事案、経営事項審査申請の虚偽記載や技術者の専任義務違反の疑いがある事案等について、必要に応じ当該建設業者に対する立入検査を行い、不良・不適格業者の排除の一層の徹底を図ります。

#### ◆建設業総合相談受付窓口等による対応

建設産業課及び（社）北海道建設業協会に設置している「建設業総合相談受付窓口」（ワンストップサービスセンター）において、経営の効率化や経営基盤強化のための支援制度の説明や新分野進出の成功事例の紹介を行うとともに、中小企業診断士等の専門家が個別・具体的な経営相談に応じる「建設業経営支援アドバイザー」の活用などにより、建設業者による事業の見直しや事業の協業化・再編等に向けての相談に幅広く応じます。

#### ◆北海道地方建設産業再生協議会における関係機関との連携強化

北海道開発局をはじめとする建設産業関係機関により構成する「北海道地方建設産業再生協議会」において、建設業の再生等に資する各種施策についての情報交換や意見交換を行い、建設業の健全な発展に向けての連携強化を図ります。

#### ◆建設産業懇談会によるハイレベルの意見交換

北海道開発局長、北海道副知事及び（社）北海道建設業協会会長をメンバーとして設置された「建設産業懇談会」において、建設産業の諸課題についての意見交換を行い、より一層の連携強化に努めます。

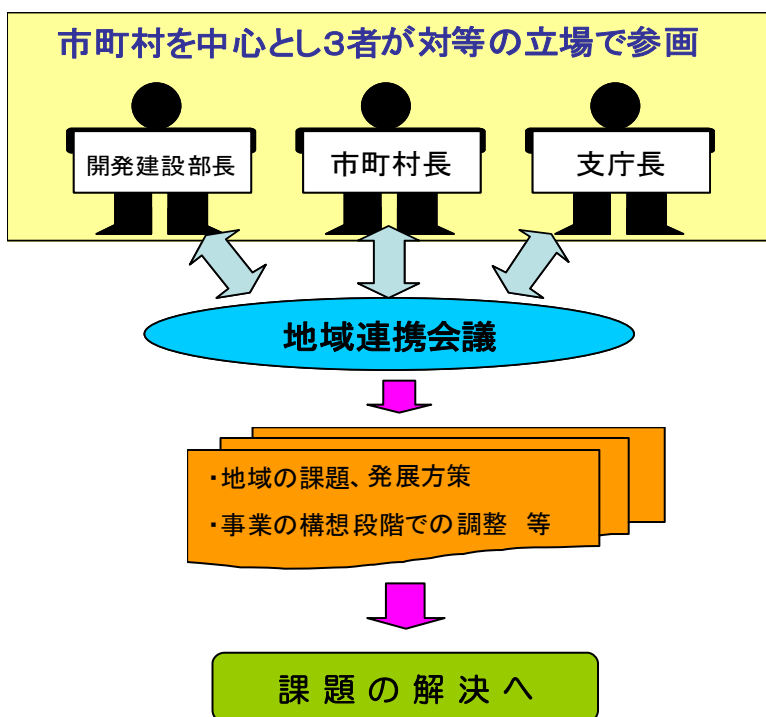


## (7) 地域との協働による施策展開

情報公開の徹底やパブリック・インボルブメント等の積極的な実施を通じ、地域との対話に努め、事業や行政に関するご意見に幅広く耳を傾け、ともに考え、施策に反映させることに努めます。また、北海道らしさを保全・創出する社会資本整備や地域への支援を推進します。

### ◆地域連携会議と事業連携

地域自らの発想による地域づくりを進めていくため、市町村と北海道開発局及び北海道が協力・連携した「地域連携会議」での、地域の発展方策等についての意見交換をより一層積極的に実施します。また、各種事業・施策等について、北海道及び市町村との連携を積極的に図っていきます。



地域連携会議の開催



豪雪時における除排雪体制を支援（釧路市）

### ◆地域協働プロジェクトの展開

地域に密着した顔の見える開発行政を目指すため、今後行う社会資本整備や既存ストックの活用などにあたって、地域の方々との協働により、これまでの知恵・経験・技術を活かし、活気があり住みやすい北海道らしい地域社会の形成を図ることを目的として、平成16年度から「地域協働プロジェクト」を実施しております。

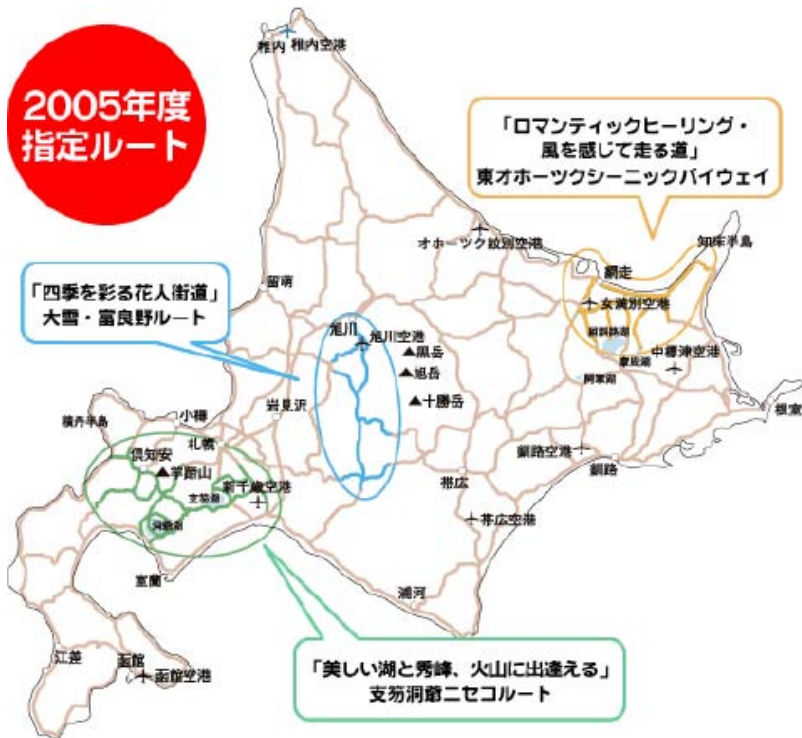
平成18年度も引き続き「地域協働プロジェクト」の取組を推進します。【参考資料－1】

### ◆地域防災パートナーシップを構築

地域や道路利用者との連携を強化し、「地域防災パートナーシップ」を構築するため、道路防災連絡協議会を設置、運営していきます。

### ◆シーニックバイウェイ北海道の展開

みちをきっかけに地域住民等と行政とが連携し、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを図る「シーニックバイウェイ北海道」を平成15年度より開始し、これまでに3ルートが選定されています。



住民参加によるビューポイントの整備



除雪ステーションを利用した地元農産物のPR

### ◆「わが村は美しくー北海道」運動の推進

北海道の農山漁村において、地域の資源を活かし、地域住民が主体的に行っている様々な地域づくりの取り組みに対して支援を行います。また、活動をより高めていくためコンクールを開催し、「景観」「地域特産物」「人の交流」の3部門毎に優れた取り組みを行っているグループを表彰し、運動を普及します。



2004年 第2回コンクール  
景観部門 銅賞  
七飯町野菜生産出荷組合



2004年 第2回コンクール  
地域特産物部門 金賞  
標津町地域HACCP推進委員会



2004年 第2回コンクール  
人の交流部門 銅賞  
森の学校（枝幸町）

### ◆市民参加型の植樹活動

河川・ダム事業等への理解と森林保全を学習する場として、住民参加による植樹会を実施します。



治水の杜づくり植樹会（十勝川）

### ◆みなとまちづくり

市民との連携の下、港湾施設や港湾遺産、水辺の空間など「みなと」の資産を活用し、美しく活力のある「みなと」空間の創出を図る「みなとまちづくり」を推進します。



稚内港：クルーズ客船「飛鳥」入港イベント



釧路港：幸町緑地でのコンサート

### ◆ボランティア・サポート・プログラム

歩道の清掃や美化など道路の維持管理における住民参加を支援します。

### ◆パブリック・インボルブメント（P I）の実施

施策、事業の計画・実施・維持管理の各段階で地域住民や施設利用者との対話を重視し、事業の合意形成を図るため、P Iを実施します。



ボランティア・サポート・プログラム事例  
「芸術の森フラワーロード（国道 453 号）」



学識経験者・住民・利用者代表・関係行政機関による  
「旭川・紋別自動車道丸瀬布～豊里間道づくり検討委員会」

## (8) 災害時の地方自治体への支援

台風による災害、大規模地震や豪雪災害など、近年頻発する自然災害を踏まえ、地域防災力の向上へ向けた地方自治体への災害支援についての取組を進めます。

### ◆主な取組内容

#### ①技術の支援

- ・ 中小河川における洪水予測システムを導入する際の技術的な支援や相談事項への対応を実施
- ・ 市町村の洪水ハザードマップ作成の取組を支援するため、その技術的支援や相談事項の窓口となる「災害情報普及推進室」及び「災害情報協議会」を開発建設部に設置
- ・ 水防団員の現象や高齢化等による地域の防災力の低下を補うため、機械化水防に関する技術講習会を実施

#### ②人員や資機材の支援

- ・ 災害時、北海道開発局が地方自治体への支援を円滑に行うため、地方自治体支援に関する技術講習会を実施
- ・ 近年の豪雪災害を踏まえ、被災地域全体の迅速な除排雪を支援するため、地方自治体への除雪機械等の貸与やその他支援を実施

#### ③情報の支援

- ・ 地方自治体の災害情報の充実を図るため、情報ハイウェイネットワーク等の河川・道路管理用光ファイバーを利用した防災情報共有を強力に推進
- ・ 水害発生時、市町村の判断・行動に役立つ情報（氾濫可能性の高まった区域、予測時刻等）の提供



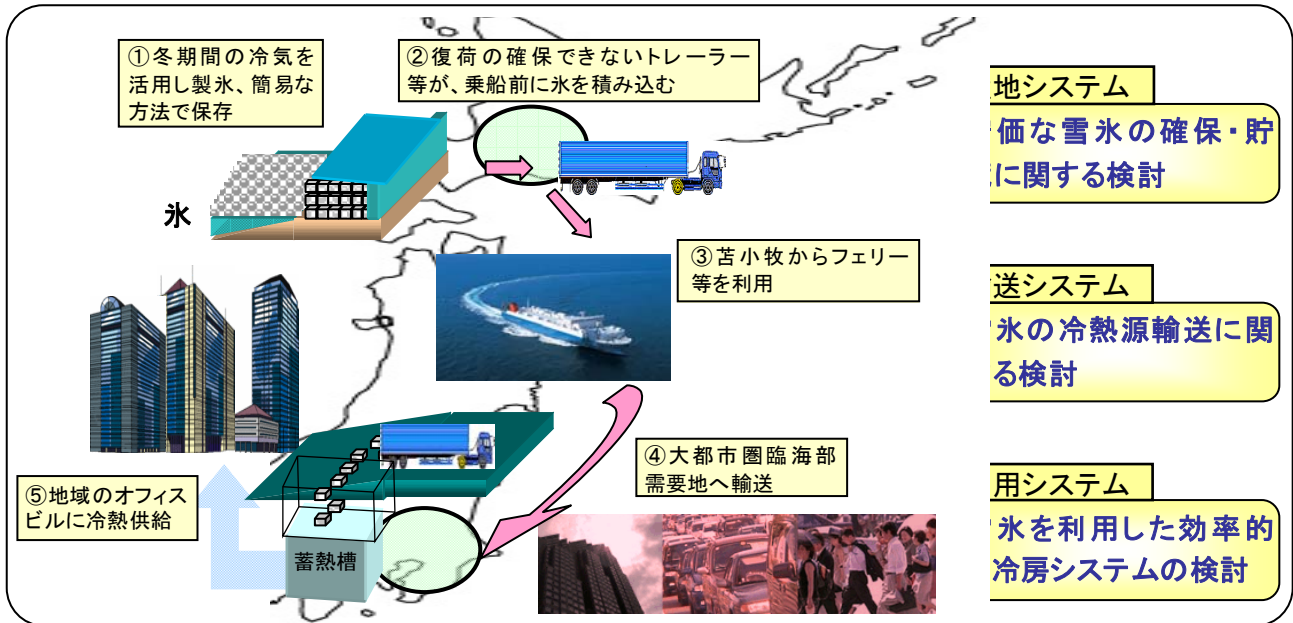
### 3. 開発計画調査の推進

環境・エネルギー問題の解決や産業振興に資する分野を中心に、地域特有の資源や特性を活かした先導的な取組を推進するなど、公共事業以外の分野についても、北海道開発計画費等を活用した取組を進めます。

#### <開発計画調査の概要>

##### ◆ 雪氷輸送物流システム検討調査

大都市圏におけるヒートアイランド現象など環境問題の改善や、北海道の物流の高コスト構造改善に資するため、北海道の雪氷を、潜在的な輸送余力を活用して大都市圏に輸送し、臨海部オフィスビルの冷熱源として利用する新たな物流システムの構築を目指した調査・検討を実施。



**北海道における効果**

- ・雪氷冷熱関連産業の創出
- ・物流の効率化によるコストの低減

**大都市圏における効果**

- ・CO2排出量の抑制
- ・ヒートアイランド現象の抑制
- ・自然冷熱エネルギーによる冷房

◆ **高機能性炭素変換による木材のエネルギー及びマテリアル利活用調査** 新規

木質系バイオマスの高度利活用等に資するため、低温で木材を炭化させ、エネルギー及びマテリアルに変換するシステムについて、技術面、経済面、環境面での可能性や課題の調査・検討を実施。

○ニッケル触媒を用いた高機能炭素等の生産製造及び高機能炭素からの低温ガス化・マテリアル変換の実証

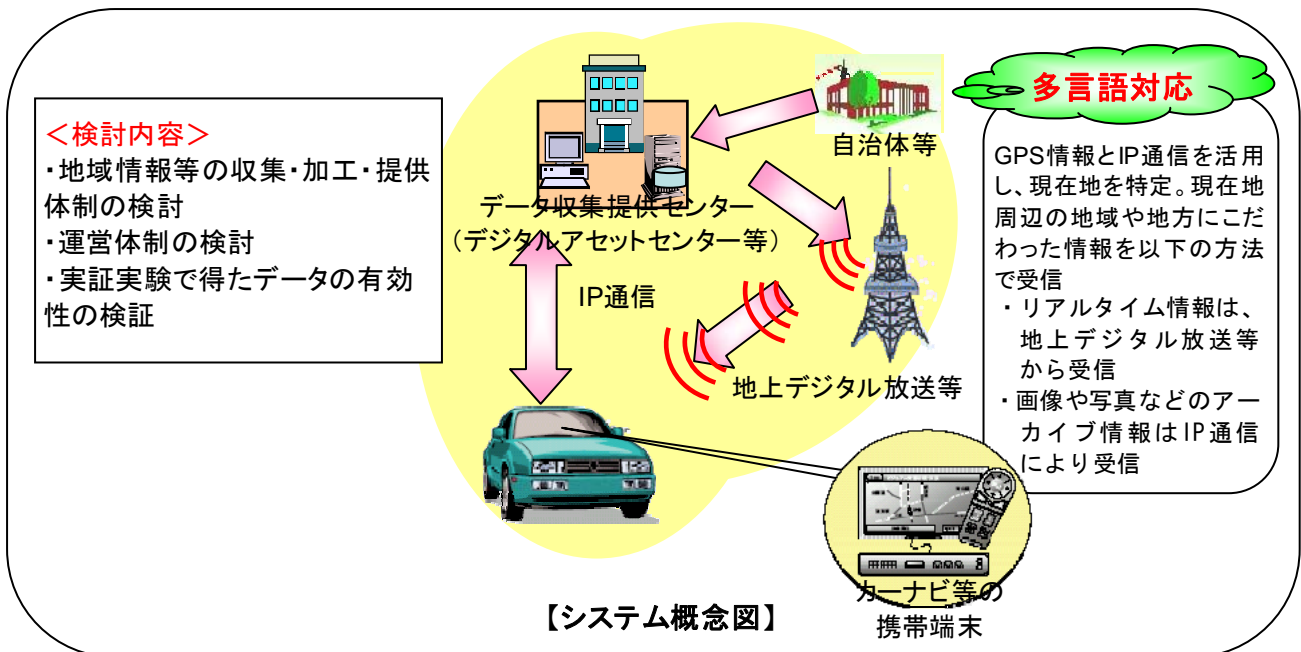
○地域におけるバイオマスリファイナリー(※)に向けた炭化技術を核とした木質系バイオマス利活用モデルの構築

(※)バイオマス資源を余すことなくエネルギー・マテリアルとして使い切るシステムの考え方



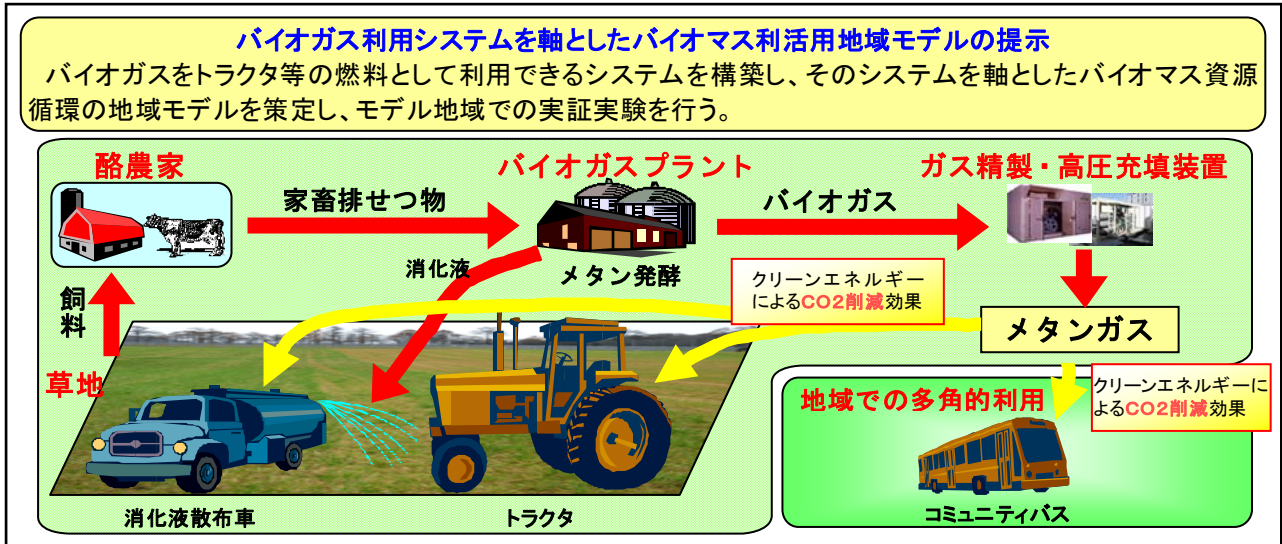
◆ **来道外国人観光客のための自立移動支援システム構築調査** 新規

外国人観光客の受入拡大に資するため、外国人観光客がレンタカー等により道内を移動する際、カーナビ等携帯端末を通じて、観光、交通、防災情報等の地域情報を必要なときに多言語で入手可能とする自立移動支援システムの構築に向けた調査・検討を実施。



◆ バイオガス利用システムを軸としたバイオマス利活用地域モデル構築調査 新規

廃棄物系バイオマスの利活用促進やCO<sub>2</sub>排出量の削減等のため、バイオガスプラントから産出されたガスをメタンガスに精製しトラクタ等の燃料として利用できるシステムを構築し、バイオマス資源循環の地域モデルの策定と普及に向けた調査・検討を実施。



**バイオマス利活用地域モデル策定に向けた検討等**

- システムの各要素技術の実証実験調査
- バイオマス利活用の基本モデルの策定
- システム要素技術の安全性・耐久性・エネルギー効率及び環境負荷低減効果の検討

**モデル地域におけるシステムの実証調査等**

- バイオガス利用システムのモデル地域における実証実験調査
- システムの製造・運用に関わる地域産業の展開可能性の検討

◆ 北海道における新たな居住形態等の形成に関する調査 新規

北海道の農村部における今後の人口減少に的確に対応する観点から、農村住民の冬期集住と都市住民の夏期移住を組み合わせた都市と農村の連携による新たなコミュニティの形成等のあり方について、その展開方策等に関する調査・検討を実施。

**人口減少・高齢化地域の活力維持・発展**

**新たな居住形態イメージ**

◇集落機能の再構築  
 ◇都市と農山漁村におけるデュアルライフ  
 ◇新たな構成者・概念によるコミュニティの創造  
 ◇生き甲斐ビジネスの創造など集落の魅力づくり

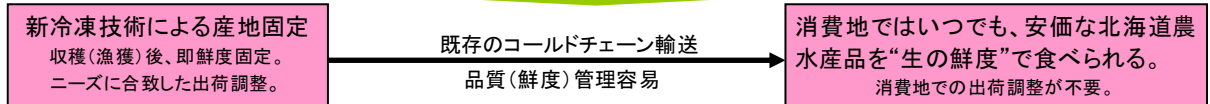
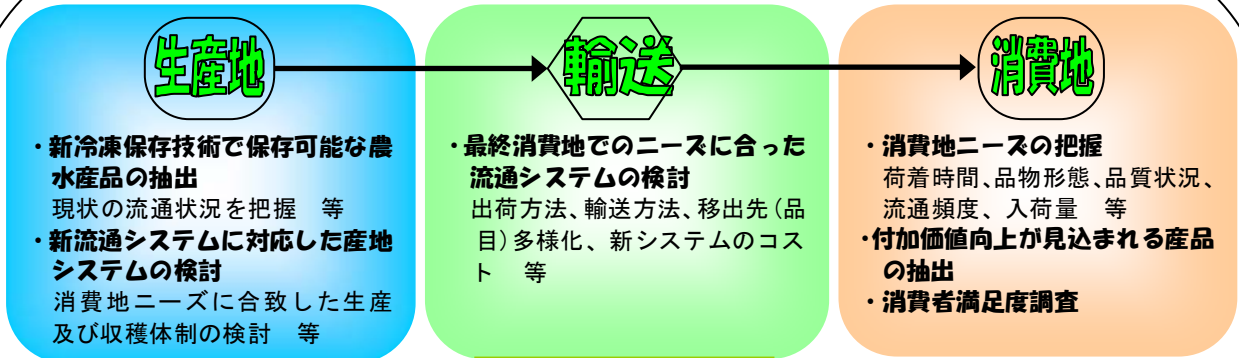
**【会館住居の構想例】**





- ◇3F 永住高齢者
- ◇2F 冬は高齢者 夏期は旅行者
- ◇1F 会館

夏は野菜づくり冬は集合住宅へ

◆ 北海道農水産品高度生産流通システム検討調査 **新規**

北海道農水産品の需要拡大を図るため、新冷凍保存技術を活用することにより、農水産品を高鮮度のままで年間を通じて安定供給し、産品の高付加価値化や総流通コスト低減などを通じて、生産者から消費者までメリットを及ぼすことが可能なシステム構築に資する調査・検討を実施。



<p><b>産地構造の変革と一次産業振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 収益性の高い経営の確立 付加価値向上による農水産品のブランド化</li> <li>■ 高鮮度保管と安定出荷 “しけ”などの気象変動に左右されない出荷体制</li> <li>■ 雇用の創出 産地流通加工等による新たな雇用機会の創出</li> </ul>  <p>完熟産品の出荷が可能。最も“おいしい”状態を固定し出荷。</p>  <p>海象や豊漁による魚価変動に左右されない漁獲が可能に</p>	<p><b>高度生産流通システムの確立による消費者ニーズの充足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鮮度維持による付加価値向上</li> <li>■ 消費者満足度の向上</li> </ul>  <p>新鮮・良食味・低廉といった消費者ニーズの充足</p>  <p>消費地ではいつでも、安価な北海道農水産品を“生の鮮度”で食べられる。</p>
<p>■ 総流通コストの低減、道産品の安全性・信頼性の確保</p>	